主 文 原判決中上告人敗訴の部分を破棄する。 本件を徳島地方裁判所に差し戻す。

理由

上告代理人の上告理由は別紙記載のとおりである。

原判決によれば、原審は上告人名義の本件係争の各登記について、その各登記原因である実体的権利関係は表見代理の規定により被上告人につきその効果が発生するも、登記そのものは訴外Aが被上告人より付与された代理権の範囲を越え、被上告人の印鑑を偽造して作成した同人名義の委任状及び代理名義を冒用して作成した登記申請書によつてなされたもので、全く登記義務者である被上告人の意思に基づかないから無効と解すべきであるとし、よつて被上告人の本訴抹消登記手続請求を認容したものであることが認められる。

を誤り、審理不尽であつて、論旨は理由がある。 よつて、原判決中上告人敗訴の部分を破棄し、更に所要の諸点につき判断をなさ しめるため、これを原審に差し戻すべきものとし、民事訴訟法第四百七条により、 主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 渡辺進 裁判官 橘盛行 裁判官 山下顕次)